2021年 10 月 11日（月）　全国商工新聞　（週刊）付録（昭和26年11月17日 第三種郵便物認可）　第3478号

NO、1946
2021・10・11
毎週月曜日発行

三次民商News

発行　三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
http://ww41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

各地の多彩な経験に学び、要求運動と拡大の決意固め合う！

ブロック別要求運動交流会・北部3民商

広島県連は県内の民商を3ブロックに分けて、要求運動交流会を開催し、北部ブロックの民商（三次、庄原、広島北）が10月3日に三次民商事務所で開催し、全体で19名（三次民商からは5名）が参加、午後1時から4時まで大いに交流し、「秋の運動」と全商連70周年記念集会に向けての前進の決意を固め合いました。

各民商の取組を交流

相談活動では三次民商の国保要求運動部長が「会員は民商＝事務局員という意識があるが、役員で相談に乗れるよう頑張っている」と話し、作田事務局長は「仲間がいたから給付金がもらえたという声が広がっている。相談に乗ってくれた役員の支えが力になったと話しています」と経験が紹介されました。参加者からは「会内から相談が少ない現状がある。困難を抱えている仲間をどのように察知していますか？」など、交流が深まりました。

組織拡大について

司会をした陶山広島北民商事務局長は報告と問題提起に沿って、「前進とは何か？」と参加者に問いかけ、要求を実現した仲間に民商ニュース登場してもらう工夫など各地の経験に学び合いました。三次民商は支部や班の集まりを他の民商より、多く集まっていますが、なかなか集まりの優位性が組織拡大に活かされていない状況を報告し、四朗田県連副会長からは、「自身を持って民商を紹介してほしい」と経験を話され、再度、三次民商でもこうした意識を高める組織活動が必要だと感じました。

インボイスでも大いに交流

庄原民商の松浦会長は「みなさん、インボイス制度で署名を一言で相手に訴えるとき、私の場合は売上が1千万円以下の業者をつぶす制度と説明しています」と自身の経験を紹介し、三次民商でも役員会や班会で話をしているなど議論を深めました。

参加した国保要求運動部長は「三次民商で足りないところは、一部の役員しか動いていないところ。役員が会員を引き込み、会員同士をつなげるためには班会への参加呼びかけが必要だと感じた」、高橋組織運営委員長は、「要求運動と組織建設は一体。別々ではなく、共同してやっていくことを探していきたい」と決意を述べられました。

助かったけど元に戻るには時間がかかりそう！
感染防止協力金

高田支部、浄安寺班の大福食堂さんは、第5期の感染防止休業協力金の申請相談日（5日）に来て申請を行いました。

これまで第1期、第2期と申請をしてきましたが、協力金の支給の遅さに怒りがありました。8月27日からの緊急事態宣言からの第4期からは早期給付が出来るようになり、さっそく申請。8月26日まで営業はしていた分、9月最初はなんとかやりくりできていたけど、このたび第4期、5期の早期給付申請により、なんとかそれ以降の支払いもできました。

大福さんは「第1期、2期の給付をみていると、第4期、5期の本申請はいつ給付されるのか正直不安です。こうやって申請を教えてくれる民商にはたいへん感謝しています。緊急事態宣言ということで、休業にせざるを得ず、正直何をしていいかわからない状況で生活リズムも狂いました。10月1日から営業を再開し、営業時間通りに空けていますが、一日に2組から3組くらい来客はありますが、夜8時前には帰られ、以降は来客はあまりありません。アルコールが飲めるかどうか確認される方もおられ、常連だった方もすぐには来てくれません。ランチも行っていますが、宣言前と同じようには元に戻れません。協力金は助かりましたが、休業せずに忘年会シーズンが迎えられるよう祈るばかりです」と語っていました。

協力金・月次支援金申請サポート日

毎週火曜日・水曜日　三次民商事務所
午後2時～午後4時

事前に申請書類の準備をお願いします。

１人の会員が１人の読者を増やしましょう。

三次　(0824) 62-3535
FAX　(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市版・中小事業者月次支援金スタート

提出期間 10月8日～12月10日

支給額（１事業者あたり）

中小法人：上限10万円／月　　個人事業者：上限5万円／月

主な要件

令和3年5月から令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和元年もしくは令和2年の同月の売上と比較して**20％以上30％未満**減少していること。

必要書類

①法人番号がわかる書類（※法人事業者の場合）
②確定申告書類の写し（法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」
③月ごとの売上金が比較・確認できる帳簿書類
④振込先口座番号が確認できる通帳の写し

郵送先　〒728-8501　三次市十日市中2丁目8番1号　三次市　産業振興部　商工観光課

安芸高田市事業継続応援金スタート

提出期間 10月1日～12月28日

支給額（１事業者あたり）

上限20万円（給付は1事業者1回のみ）

主な要件

事業者：2020年12月～2021年9月までの月別平均収入と、2019年の年間売上を12で割った収入と比較して**20％以上減少**していること
農業者：2020年12月～2021年9月の月別収入と2018年12月から2019年9月の月別の収入と比較して**20％以上減少**した月があること。

必要書類

法人の場合：申請書兼請求書、誓約書、チェックシート、2019年1月～12月を含む確定申告書の写し（第一表、事業概況説明書）、2020・2021年月別売上帳簿など、全部事項証明書、振込口座通帳の写し
個人の場合：申請書兼請求書、誓約書、チェックシート、2019年分の確定申告書の写し（第一表、第二表）、所得税青色決算書、収支内訳書（白色）、2020・2021年月別売上帳簿など、本人の身分が分かる証明書の写し、振込口座通帳の写し

郵送先　〒７３１-0501　安芸高田市吉田町吉田979-2　安芸高田市商工会

【事務所閉所のお知らせ】

10月11日（月）は、集金、配達、事務処理などで事務局は終日不在になります。ご迷惑をかけますが、よろしくお願いいたします。

全商連７０周年へ向け、秋の運動を頑張ろう！

全会員で拡大！

秋の運動会費にご協力を

１０月の会費に「秋の運動会費1,０００円」がプラスされています。 ご協力のほどよろしくお願いします。

１人の会員が１人の会員を増やしましょう。

三次　（0824）62-3535
FAX　（0824）62-1654